

○短期大学及び高等専門学校の特攻科の認定に関する規則

〔平成16年4月1日〕
規則第29号

最終改正 平成20年3月3日

(趣旨)

第1条 学位規則(昭和28年文部省令第9号)第6条第1項に規定する短期大学又は高等専門学校に置かれる特攻科のうち独立行政法人大学評価・学位授与機構(以下「機構」という。)が定める要件を満たすもの(以下「学位規則第6条第1項に規定する特攻科」という。)の認定については、この規則の定めるところによる。

(特攻科の認定の要件等)

第2条 機構は、短期大学又は高等専門学校に置かれる特攻科で、次の各号に該当すると認められるものを、学位規則第6条第1項に規定する特攻科として認定する。

- 一 教育課程は、大学教育に相当する水準を有するものであること。
- 二 授業科目は、短期大学又は高等専門学校の学科等とは別個に設けられていること。
- 三 授業科目は、原則として専任の教員が担当するものとし、主要な授業科目は教授又は准教授が担当するなど教員が適切に配置されていること。
- 四 授業科目を担当する教員は、大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)に定める教授、准教授、講師又は助教の資格に相当する資格を有する者であること。
- 五 学生数等に応じて、特攻科の教育を行うのに必要な教員組織、施設設備等が十分整備されていること。

2 前項の認定は、特攻科に置かれる特攻ごとに行うものとする。

(特攻科の認定の申出の手続き)

第3条 認定を受けようとする特攻科を置く短期大学又は高等専門学校の設置者(国又は地方公共団体の場合にあつては、当該特攻科を置く短期大学の学長又は高等専門学校の校長とする。以下同じ。)は、認定を受けようとする年度の前年度の9月30日までに、特攻科認定申出書に次の各号に掲げる書類を添えて、機構長に申し出るものとする。

- 一 特攻科等の概要を記載した書類
- 二 学則及び特攻科に関する規則(以下「学則等」という。)
- 三 学長又は校長及び特攻科の授業科目を担当する教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類

四 専攻科の授業科目を担当する教員の履歴書、教育研究業績書及び担当授業科目に係る講義要目

2 前項の専攻科認定申出書及び前項各号に掲げる書類（次項において「専攻科認定申出書等」という。）の様式及び提出部数は、機構長が別に定める。

3 機構長は、必要があると認めるときは、専攻科認定申出書等以外の書類の提出を求め、又は専攻科認定申出書等の一部の提出を免除することができる。

（専攻科の認定の審査）

第4条 機構長は、前条の規定により専攻科の認定の申出があったときは、学位審査会に専攻科の認定の可否について審査を付託するものとする。

2 前項の審査の付託があったときは、学位審査会は、当該専攻科の教育課程及び教員組織等について審査を行わせるべき専門委員会を指定し、当該専門委員会に審査を付託する。

3 専門委員会は、前項の審査を終了したときは、その結果を学位審査会に文書により報告する。

4 学位審査会は、前項の報告に基づいて専攻科の認定の可否について審査し、その結果を機構長に文書により報告する。

（専攻科の認定の通知）

第5条 機構長は、前条第4項の規定による学位審査会の報告に基づき、専攻科の認定の可否を決定し、その旨を認定を受けようとする年度の前年度の3月31日までに、当該専攻科を置く短期大学又は高等専門学校の設置者に通知するものとする。

2 学位規則第6条第1項に規定する専攻科として認定されなかったときは、前項の通知に際し、理由を示すものとする。

（変更の届出）

第6条 認定を受けた専攻科を置く短期大学又は高等専門学校の設置者（以下「認定専攻科の設置者」という。）は、次の事由があるときは、当該変更又は廃止をしようとする年度の前年度の9月30日までに機構長にその旨届け出るものとする。

一 専攻科の名称、目的、位置又は専攻科に係る学則等を変更しようとするとき

二 専攻科を廃止しようとするとき

（再審査）

第7条 機構長は、前条第1号の届出に基づき専攻科の教育課程等について重要な変更が生じると認められるときは、認定専攻科の設置者に対し理由を示した上、変更しようとする年度の前年度の11月15日までに別に定める書類の届け出を求め、専攻科の認定の再審査を行うものとする。

2 機構長は、前項の規定にかかわらず、認定を受けた専攻科における第2条に規定する認定の要件に係る現況を確認する必要があると認めるときは、認定専攻科の設

置者に対し理由を示した上、随時、別に定める書類の届出を求め、専攻科の認定の再審査を行うものとする。

3 前2項の審査には、第4条及び第5条の規定を準用するものとする。

4 その他再審査の実施に関し必要な事項は別に定める。

(書類の届出)

第8条 認定専攻科の設置者は、毎学年度開始後2月以内に、認定を受けた専攻科に係る当該学年度の学生数及び前学年度の修了者数を記載した書類を、機構長に届け出るものとする。

(教育の実施状況等の審査)

第9条 機構長は、認定を受けた専攻科における教育の実施状況等について、第5条の規定による認定の通知日又は第7条の規定による再審査の結果の通知日の属する年度の次年度の4月1日から、原則として5年後に審査を行い、その後、原則として7年ごとに審査を行うものとする。

2 認定専攻科の設置者は、審査実施年度の5月31日までに別に定める書類を届け出るものとする。

3 第1項の審査には、第4条及び第5条の規定を準用するものとする。

4 その他教育の実施状況等の審査の実施に関し必要な事項は別に定める。

(認定の取消し)

第10条 認定を受けた専攻科が、第7条又は第9条の規定による審査の結果第2条第1項各号に該当すると認められなくなった場合には、機構長は認定専攻科の設置者に対し、必要な措置を取るべきことを勧告することができるものとする。

2 前項の規定による勧告によってもなお、改善されない場合には、機構長は当該認定専攻科の設置者に対し聴聞の上、当該専攻科の認定を取り消すものとする。聴聞の手続きについては別に定める。

3 前項の規定により専攻科の認定を取り消した場合には、機構長は当該専攻科を置く短期大学又は高等専門学校を設置者にその旨を通知するものとする。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月31日)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月3日)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第9条第1項の改正規定は、平成21年4月1日から施行する。